

白壁マリナーズ規約

2012年2月10日

序 章(趣旨)

白壁マリナーズ(以下クラブ)は、入団を希望する少年少女、その保護者及び役員によって構成される。あくまでも自主的な集団であり、本規約に定める目的に結集する情熱によってのみ組織運営されるものとする。

第1章(基本方針)

第1条(目的)

本クラブは、野球技術習得を通して、少年少女の心身共に健全なる自主自我の発育を図るものである。併せて同年齢、異年齢の集団作りと親睦を目的とする。

第2条(行動指針)

- 1) 野球が出来る事に感謝する。
- 2) 礼儀正しく行動し、挨拶を徹底する。
- 3) 常に一生懸命に取り組む。
- 4) 約束を守る。
- 5) 仲間への思いやりを持つ。
- 6) 基本に忠実にプレーする。

第2章(入団と退団)

第1条(入団対象者)

小学2年生以上の小学生で、本クラブの目的を理解し規約を遵守することが出来、定められた時間までに集合し活動できる者で、役員会によって入団が適当と認められた者。

第2条(入団手続き)

次の条件を全て満たして手続き完了とする。

- 1) 所定の入団届及び誓約書に署名捺印し提出する。
- 2) クラブが定める部費を納入する。
- 3) クラブが定めるスポーツ保険に加入する。

第3条(退団)

退団する者は、速やかに代表に連絡し退団する事。尚、部費の返還は一切行わないことにする。

第3章(会員)

第1条(会員)

クラブに入団した選手、選手の保護者、役員及び指導者を会員とする。

第2条(会員の権利)

会員は平等に次の権利を有する。

- 1) クラブの全ての活動に参加し、またクラブの利益を受けること。

第3条(会員の義務)

会員は平等に次の義務を有する。

- 1) クラブの規約を遵守し、クラブの健全な発展に努めること。
- 2) 会費等、定められた搬出金を決められた日時迄に納入すること。
- 3) クラブの決定及び統制に従うこと。

第4章(指導)

練習方法、選手起用等の指導方針は以下の内容に従う。

- 1) グラウンド(練習、試合を問わず)には、選手、役員、コーチ、保護者以外は入れない。但し、相談役あるいは監督の了解又は要請があった場合は、この限りではない。
- 2) 練習方法、選手起用及び試合運びなどの指導方法は、相談役及び監督に、その一切の権限を一任する。
- 3) 指導者は、各行事活動を行う際に、充分安全に留意し指導しなければならない。

第5章(機関)

第1条(総会)

クラブの最高意思決定機関を総会(第6章)と定める。

第2条(役員会)

クラブの指導、運営をするために役員会(第7章)を組織する。

第3条(事務局)

クラブの日常的運営のために事務局を組織する。事務局は保護者により構成し代表宅を住所とする。

第6章(総会)

第1条(総会の性格及び構成)

総会はクラブの最高意思決定機関であり、役員及び保護者で構成する。

第2条(総会の招集)

定例総会は、毎年1回、原則として2月に代表が招集する。臨時総会は、役員会が必要と認めたときに代表が招集する。

第3条(総会の成立)

総会は役員、保護者の2分の1以上の出席がなければ議事を開くことができない。なお、総会での出席を数える場合、保護者が役員を兼務している場合や複数団員の保護者である場合も1名の出席とする。

第4条(総会の議決)

クラブの最高意思決定機関である総会の議決は、総会欠席者を含む有効票数の過半数(委任状を含む)をもって成立とする。決議が半数だった場合は代表の決に従う事とする。なお、総会での有効票を数える場合、保護者が役員を兼務している場合や複数団員の保護者である場合も有効票数は1とする。一家族間での複数票は認めない。

※役員の選出については第7章、第7条の手順で行う。

第5条(総会付議事項)

次の事項は、総会に付議しなければならない。

- 1) 規約の改正
- 2) 役員会で選出された役員の承認・決定
- 3) 年間決算
- 4) その他、役員会が必要と認めた事項

第7章(役員会)

第1条(役員会の性格)

役員会は総会に次ぐ議決機関であって、総会の決議に従い具体的活動方針を定め、総会に対して責任を負う。

第2条(役員会の構成)

役員会は以下の役職で構成される。

- 1) 代表…1名
- 2) 相談役
- 3) 監督
- 4) ヘッドコーチ
- 5) 事務局長…1名
- 6) 副事務局長
- 7) 会計…1名
- 8) 監査役

代表、事務局長、会計を除く役職は複数選出する事ができる。また、会計と監査を除き役職を兼任する事ができる。

第3条(役員会の招集)

定期役員会は、原則として毎年1回開催し代表が招集する。臨時役員会は役員が必要と認めたときに代表が招集する。

第4条(役員会の成立)

役員会は役員の2分の1以上の出席がなければ議事を開くことができない。なお役員が複数役職を兼務している場合も1名の出席とする。

第5条(役員会の議決)

役員会の議決は、欠席者を含む役員の2分の1以上をもって成立とする。なお役員が複数役職を兼務している場合も有効票数は1とする。1名1票を原則とする。

第6条(役員会付議事項)

次の事項は、役員会に付議しなければならない。

- 1) 規約の改正案
- 2) 役員の選出(第7章、第7条)
- 3) 会員の除名(第7章、第8条)

4) その他、役員が必要と認めた事項

第7条(役員の選出)

役員の選出は、役員会において選出し、総会にて決定する。決定方法は、総会に出席した保護者の2分の1以上の賛成により決定し、役員会で選出された役員は採決時には退席し、議事進行は事務局長が執り行う。事務局長の採決時の議事進行は代表が執り行う。

第8条(会員の除名)

役員会は次の各号に該当する会員を除名することが出来る。

- 1) 部費及び活動費の滞納が3ヶ月以上ある会員。
- 2) クラブの和を乱し、クラブ活動の支障となる会員。
- 3) 欠席が多く、クラブ活動の支障となる会員。
- 4) 持病等疾患の再発のため、クラブ活動の支障となる会員。

第9条(役員の任期)

役員の任期は、総会後、4月1日から、その翌年の3月31日までとする。但し、再選は妨げない。

第8章(事故対応)

第1条(選手の事故対応)

団員は、本クラブが指定するスポーツ団体傷害保険に必ず加入し、練習中及び試合中などの事故には、その保険の範囲内にて対応する。ただし、本クラブが指定するスポーツ団体傷害保険による補償には限度があるため、必要に応じて保護者各自が任意に傷害保険等に参加し、自己防衛に努める。

第2条(会員の事故対応)

団員を除く会員は、本クラブが指定するスポーツ団体傷害保険に極力加入し、練習中及び試合中などの事故には、その保険の範囲内にて対応する。ただし、本クラブが指定するスポーツ団体傷害保険による補償には限度があるため、必要に応じて会員各自が任意に傷害保険等に参加し、自己防衛に努める。

第3条(移動時の事故対応)

試合などへの移動は、原則、個々の選手の保護者が行うが、事務局及び保護者で移動方法を決めることができるものとし、この際、移動中の事故に関しては、その車両の保険の範囲内で対応する。すなわち、搭乗者保険に加入していない自動車も考えられるので、会員は、各自にて生命保険等に参加し、自己防衛に努める。

第4条(責任範囲)

- 1) クラブは、第8章の第1条から第3条に規定する範囲を超える一切の責任を負わない。
- 2) クラブの活動上において、会員に障害などを与えた当事者には、過失がない場合に限り、一切の責任を問えない。
- 3) 移動中の交通事故に関しての対人対物及び車両に対する責任は、交通法規により事故当事者にて負担する(自己搭乗者の被害を除く。)
- 4) クラブは、練習場及び集合場所への往復途上における事故の責を一切負わない。

第9章(部費)

第1条(部費の徴収)

部費は4ヵ月(年3回)ごとの分割徴収とし、途中入団は月割りで計算し徴収する。また、役員会で特に必要と認めた場合、別途臨時に徴収する事ができる。

第2条(会計報告)

会計年度は1月1日から12月31日までとし、年1回総会場で会計報告をするものとする。

第3条(部費の使途)

徴収した部費はすべて、大会参加費、野球道具の購入、運営費等に充てるものとする。

運営費算入の可否は役員会によって承認される。(運営費算入例／指導者の食事代、車出し費、卒団式費用、クラブによるレクリエーション活動等)

第10章(個人情報の管理)

第1条(個人情報の取り扱い)

会員は、本クラブが取得した氏名、年齢、生年月日、住所、電話番号、メールアドレス及び写真等の個人情報について、大会参加申込書、クラブ名簿、クラブ連絡網などに使用し、また関係者へ配布することを承諾する。

第11章(附 則)

本規則は2009年7月1日より施行する。

(2012年2月5日、定例総会にて改正)